

発議第1号

令和6年2月22日

一関市議会議長 勝浦伸行様

提出者 佐藤 浩

賛成者 千葉 大作

小野寺 道雄

岡田もとみ

岩渕 優

武田 ユキ子

農地現状変更等に関する調査特別委員会の設置について

一関市議会規則第14条第1項の規定により、標記の特別委員会の設置について別紙のとおり提出します。

農地現状変更等に関する調査特別委員会の設置について

次のとおり、農地現状変更等に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 農地現状変更等に関する調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条
3. 付議事件名 農地の現状変更等並びに関係交付金等に関する調査
4. 調査期間 調査が終了するまで閉会中も継続して行うことができる
5. 委員の定数 全議員
6. 費用 必要の都度、委員を派遣し費用を弁償する

発委第1号

令和6年3月12日

一関市議会議長 勝浦伸行様

提出者 議会運営委員会委員長 佐藤 浩

一関市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

一関市議会議規則第14条第2項の規定により、標記の議案を別紙のとおり提出します。

一関市議会委員会条例の一部を改正する条例

一関市議会委員会条例（平成17年一関市条例第215号）の一部を次のように改訂する。

改正前	改正後
<p>(公聴会開催の手続き)</p> <p>第22条　【略】</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こえとする案件その他必要な事項を公示する。</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第23条　【略】</p>	<p>(公聴会開催の手続き)</p> <p>第22条　【略】</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聽こえとする案件その他必要な事項を公示する。</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第23条　【略】</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第24条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p>

(参考人)

第28条 [略]

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人については、第25条（公述人の発言）、第26条（委員と公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

(参考人)

第28条 [略]

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人による意見の陳述の規定を準用する。

(記録)

第29条 [略]

- 2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名については、法第123条第3項の規定を準用する。
- 3 前2項の記録は、議長が保管する。

(記録)

第29条 [略]

- 2 前項の記録は、議長が保管する。
- 3 第1項の規定にかかるわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるとこより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかるわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 则

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

発委第2号

令和6年3月12日

一関市議会議長 勝浦伸行様

提出者 議会運営委員会委員長 佐藤 浩

一関市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

一関市議会会議規則第14条第2項の規定により、標記の議案を別紙のとおり提出します。

一関市議会議規則の一部を改正する規則

一関市議会議規則（平成17年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

		改正前	改正後
目次		目次	
第1章 会議	第1章 会議	第1章 会議	第1章 会議
第1節～第8節 [略]	第1節～第8節 [略]	第1節～第8節 [略]	第1節～第8節 [略]
第9節 公聴会、参考人 (第78条—第84条)	第9節 公聴会及び参考人 (第78条—第84条)	第9節 公聴会及び参考人 (第78条—第84条)	第9節 公聴会及び参考人 (第78条—第84条)
第10節 [略]	第10節 [略]	第10節 [略]	第10節 [略]
第2章～第8章 [略]	第2章～第8章 [略]	第2章～第8章 [略]	第2章～第8章 [略]
第9章 梯則 (第167条)	第9章 梯則 (第166条の2—第167条)	第9章 梯則 (第166条の2—第167条)	第9章 梯則 (第166条の2—第167条)
附則	附則	附則	附則
(会議時間)	(会議時間)	(会議時間)	(会議時間)
第9条 [略]	第9条 [略]	第9条 [略]	第9条 [略]
2 議長は、必要があると認めるとときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができます。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。	2 議長は、必要があると認めるとときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができます。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。	2 議長は、必要があると認めるとときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができます。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。	2 議長は、必要があると認めるとときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができます。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。
3 前項の規定にかかるらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるとときは、会議時間を変更することができる。	3 前項の規定にかかるらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるとときは、会議時間を変更することができる。	3 前項の規定にかかるらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるとときは、会議時間を変更することができる。	3 前項の規定にかかるらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるとときは、会議時間を変更することができる。
4 会議の開始は、号鈴で報ずる。	4 会議の開始は、号鈴で報ずる。	4 会議の開始は、号鈴で報ずる。	4 会議の開始は、号鈴で報ずる。
(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)	(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)	(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)	(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)
第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。ただし、会議の議題となる前ににおいては、議長の許可を得なければいけない。	第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。ただし、会議の議題となる前ににおいては、議長の許可を得なければいけない。	第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。ただし、会議の議題となる前ににおいては、議長の許可を得なければいけない。	第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。ただし、会議の議題となる前ににおいては、議長の許可を得なければいけない。

		2 議員が提出した事件及び動議につき前項の <u>承認</u> を求めるうとするとときは、提出者から請求しなければならない。	2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めるうとするとときは、提出者から請求しなければならない。
		3 委員会が提出した議案につき第1項の <u>承認</u> を求めるうとするとときは、委員会の <u>承認</u> を得て委員長から請求しなければならない。	3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めるうとするとときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。
	(議事日程の作成及び配付)	第20条 議長は、開議の日時、會議に付する事件及び順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないとときは、議長がこれを報告して配付に代えることができる。	(議事日程の作成及び配付) 第20条 議長は、開議の日時、會議に付する事件及び順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないとときは、議長がこれを報告して配付に代えることができる。
	(投票)	第29条 議員は、議長の指示に従つて、順次、投票する。	(投票) 第29条 議員は、議長の指示に従つて、順次、投票する。
	(開票及び投票の効力)	第31条 [略] 2 「略」 3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。 4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に關し必要な事項は、議長が定める。	(開票及び投票の効力) 第31条 [略] 2 「略」 3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。 4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に關し必要な事項は、議長が定める。
	(付託事件を議題とする時期)	第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまつて議題とする。	(付託事件を議題とする時期) 第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまつて議題とする。
	(委員会の審査又は調査期限)	第44条 [略] 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件	(委員会の審査又は調査期限) 第44条 [略] 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件

		は、第38条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。
(委員会の中間報告)		
第45条 [略]		
2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるとときは_____、中間報告をすることができる。		
(発言の許可等)		
第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡単な事項その他特に議長が許可したときは、議席又は質問席で発言することができる。	2 [略]	
(発言の通告をしない者の発言)		
第52条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。	2・3 [略]	
(発言内容の制限)		
第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。	2・3 [略]	
(答弁書の配付)		
第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配付にかえらることができる。	2	

<p>(表決問題の宣告)</p> <p>第67条 議長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p>	<p>(起立等による表決)</p> <p>第70条 議長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定したいとき、又は議長の宣言に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならぬ</u>。</p> <p>3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要と認めるとときは、表決の結果を表示するシステム（以下「表決システム」という。）により、表決を<u>とる</u>ことができる。</p> <p>4 表決システムにより表決を<u>とる</u>ときは、問題を可とする者は表決システムの賛成のボタンを押すものとする。</p> <p>5 「[略]</p>	<p>(起立等による表決)</p> <p>第70条 議長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定したいとき、又は議長の宣言に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならぬ</u>。</p> <p>3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要と認めるとときは、表決の結果を表示するシステム（以下「表決システム」という。）により、表決を<u>採る</u>ことができる。</p> <p>4 表決システムにより表決を<u>採る</u>ときは、問題を可とする者は表決システムの賛成のボタンを押すものとする。</p> <p>5 「[略]</p>	<p>(投票による表決)</p> <p>第71条 議長が必要があると認めるとときは、又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。</p> <p>2 「[略]</p>	<p>(投票による表決)</p> <p>第71条 議長が必要があると認めるとときは、又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。</p> <p>2 「[略]</p>
				<p>(簡易表決)</p> <p>第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるとときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣言に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>とらなければならぬ</u>。</p>

<p>(表決の順序)</p> <p>第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。</p>	<p>(表決の順序)</p> <p>第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。</p> <p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。</p> <p>3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。</p>	<p>第9節 公聴会、参考人</p>	<p>(公述人の決定)</p> <p>第80条 公聴会において意見を聽こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p> <p>2 「略」</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第85条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 「略」</p> <p>(会議録の配付)</p> <p>第86条 会議録は、議員及び関係者に配付(会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合には、電磁的方法による提供を含む。)する。</p>
--	---	--------------------	---

(会議録署名議員)	
第88条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもつて作成され ている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置 をとる議員）は、2人以上とし、議長が会議において指名する。	（会議録署名議員） 第88条 会議録に署名する議員 _____ _____は、2人以上とし、議長が会議において指名する。
(動議の撤回)	(動議の撤回) 第100条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、 委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前に おいては、委員長の許可を得なければならない。
(発言の許可)	(発言の許可) 第114条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言すること ができない。
(発言内容の制限)	(発言内容の制限) 第116条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり、又は その範囲を超えてはならない。 2 〔略〕
(委員外議員の発言)	(委員外議員の発言) 第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認め るときは、委員でない議員 _____ _____に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。 2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があつたときは、その許 否を決める。 3 前2項の場合において、条例第14条の2の規定により、委員会がオ ンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員 _____ オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

<p>(答弁書の朗読)</p>	<p>第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>職員をして朗読させる。</u> <u>する。ただし、やむを得ないときは、朗誦をもつて配付に代えることができる。</u></p>	<p>(答弁書の配付)</p> <p>第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>その写しを委員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗説をもつて配付に代えることができる。</u></p>
	<p>(表決問題の宣告)</p> <p>第128条 委員長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p>	<p>(表決問題の宣言)</p> <p>第128条 委員長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p>
	<p>(起立等による表決)</p> <p>第131条 委員長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者の多少を認定し難いときは、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない。</u></p>	<p>(起立等による表決)</p> <p>第131条 委員長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者の多少を認定し難いときは、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない。</u></p>
	<p>3 第1項及び第137条ただし書の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるとときは、表決システムにより、表決をとることができる。</p> <p>4 表決システムにより表決をとるときは、問題を可とする者は表決システムの賛成のボタンを押すものとする。</p> <p>5 [略]</p>	<p>3 第1項及び第137条ただし書の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるとときは、表決を<u>採ること</u>ができる。</p> <p>4 表決システムにより表決を<u>採る</u>ときは、問題を可とする者は表決システムの賛成のボタンを押すものとする。</p> <p>5 [略]</p>
	<p>(投票による表決)</p> <p>第132条 委員長が必要があると認めるととき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(投票による表決)</p> <p>第132条 委員長が必要があると認めるととき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る。</u></p> <p>2 [略]</p>

<p>(簡易表決)</p> <p>第137条 委員長は、問題について異議の有無を會議に諮ることができる。異議がないと認めるとときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。</p>	<p>(表決の順序)</p> <p>第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで會議に諮つて決める。</p>	<p>(表決の順序)</p> <p>第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いて表決を採る。</p>
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 [略]</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、 _____法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名押印を しなければならない。</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 [略]</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、 並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名押印を しなければならない。</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 [略]</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、 _____法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名押印を しなければならない。</p>
<p>(請願の委員会付託)</p> <p>第141条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(請願の委員会付託)</p> <p>第141条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(請願の委員会付託)</p> <p>第141条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

<p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合には、2以上の請願が提出されたものと<u>みなす</u>。</p>	<p>(請願の審査報告)</p> <p>第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p><u>2</u> 委員会は、必要があると認めるとときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</p> <p><u>3</u> 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適當と認めるものに付記しては、その旨を付記しなければならない。</p>	<p>(陳情書の処理)</p> <p>第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、<u>その内容が請願に適合するもの</u>は、請願書の例により処理するものとする。</p>	<p>(携帯品)</p> <p>第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。</p>	<p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第158条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるとときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。</p>
--	--	---	---	---	---

(電子情報処理組織による通知等)

- 第166条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されでいるものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかるわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。
- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかるわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受けた旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知について、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第66条、第86条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該

ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものとの観覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいづれか早い時に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に開するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者にて対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までに置いて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

- 第166条の3 この規則の規定（第28条第1項（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にいかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により行文されたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

別表（第165条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
議員全員協議会	一関市の主要施策等についての説明、協議、報告及び内部案件の調整、協議を行い、議会運営の充実を図る。	議員全員	議長
ICT活用推進プロジェクトチーム	タブレット型端末機の活用及び情報化の推進に係る調査研究を行うこと。	チーム員 座長	議長

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 则

この規則は、令和6年4月1日から施行する。